

審 議 結 果 速 報

(令和5年12月20日)

陳情5年子ども家庭第30号

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

令和 5 年 11 月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－30 (R5.11.20)	子ども家庭	子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士の増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書の提出について	不 採 択 (R5.12.20)
▶陳情事項 国に対して、子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R5. 12. 20 本会議）会議録暫定版

本県では、保育現場からの要望に基づき、市町村と協力して、保育士配置が手薄となる 1 歳児について、国の配置基準の 6 対 1 より多く 4.5 対 1 の保育士を配置する保育所等へ単県助成を実施してきました。

保育人材の確保については、保育士・保育所支援センターを設置し、学生や潜在保育士への就職支援をはじめ、就学資金貸付、就職相談・マッチング支援などの取組を実施しています。

また、県、県議会を含む地方六団体から国に対しては、本年 6 月に保育人材の確保と定着の一層の推進に向けて、更なる処遇改善と配置基準とするよう要望しており、現時点で県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないと考えますので、「不採択」が妥当と考えます。

▶陳情理由

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっている。新型コロナウイルス発生から丸3年。「密」を避けることができない保育施設内では、新型コロナウイルス感染拡大期であっても保育の継続が求められ、5類感染症となった今でも、保育関係者は日々の感染予防対策も加わり、心身ともに疲労はピークに達している。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大している。保育所での事故が増大している状況等を踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員と処遇改善が急務となっている。

鳥取県は、保育士人材確保と定着に向けた施策立案の基礎資料にするため、現役保育士、潜在保育士、保育学生らを対象に、実態調査アンケートに取り組み、この秋に結果をホームページで公表した。調査結果では、職務の責任と負担感に見合った給与の改善（現役保育士の約9割）と業務負担の見直し等を訴える意見が最も多く、配置基準を含む労働条件の改善が課題として明らかになった。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、「こども未来戦略方針」を令和5年6月13日に閣議決定した。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、

- 1 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1に改善すること
- 2 4・5歳児の子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善すること

が盛り込まれた。

しかし、その内容については、次の理由から問題がある。

- 1 方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、改善をいつ実施するか明示していない問題

保育現場の厳しい状況を踏まえれば、改善は迅速に行われるべきである。

- 2 基準の改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定するのではなく、公定価格上の加算での対応となることが、令和5年4月11日の小倉将信こども政策担当大臣による記者会見でも明言されている。加算対応では、全ての施設が対象にならず問題である。

- 3 さらに改善が求められる問題

今回示された改善項目は、かつて2010年代の「社会保障と税の一体改革」の際に先送りされたものにすぎない。世界の4・5歳児の配置基準では、フランスのパリ市は15対1、スウェーデンのストックホルム市は18対3（実質6対1）等であり、日本の基準は非常に遅れた状況にある。今回の改善提案にとどまらず、さらなる基準引上げが課題である。

- 4 保育士確保のためにも、その労働条件の改善が求められる問題

基準を改善しても保育士が確保できないとの指摘がある。基準改善を実効あるものにし、各施設で増員を図ることができるようにするため、全産業の平均賃金を下回っている保育士の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善が必要である。こども未来戦略方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題である。

こども未来戦略方針で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進といえるが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要である。

ついては、鳥取県議会から国に対して、子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書を提出することを求め、陳情する。

▶提 出 者

鳥取の保育を考える会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

子ども家庭部（子育て王国課）

【現状、県の取組状況】

＜保育士配置基準＞

- 現行の国の保育士配置基準は、子どもの数に対する保育士の数の割合が0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4・5歳児30：1となっており、長年に渡って見直しが行われておらず、保育現場における保育士の負担が課題となっている。
- 平成14年度以降、保育現場からの要望により、保育士配置が手薄になる1歳児について、配置基準の6：1より多く4.5：1の保育士を配置する保育所等への助成制度を単県で実施している。
- 平成25年、保育現場からの要望、保育士の非正規化の進行が深刻な課題となっていることから、3歳児の配置基準の20：1より多く15：1の保育士を配置する保育所等へ助成できるよう県制度を拡充。平成27年度、子ども子育て支援法の施行に伴い国の公定価格の制度が創設され、3歳児加配については国の制度により給付されることとなったため、県の3歳児加配は廃止した。
- 令和5年度、国の制度拡充により、定員121人以上の比較的大きな保育所について4・5歳児は25：1の配置が可能となった。
- こども未来戦略方針（R5.6.13閣議決定）を踏まえ、こども家庭庁の令和6年度予算概算要求に保育士配置基準の改善（定員に関わらず1歳児6：1→5：1、4・5歳児30：1→25：1）が明記された。

※配置基準自体を見直した場合、全ての施設で新しい基準での保育士を確保することが必要になり、現場で混乱が生じる可能性があることから、当面は基準を維持し、職員を増やせる施設に対して加算する制度となる見込み。

〔保育士の配置基準及び加配制度〕

区分	配置基準（国）	加配基準（国・県）	加配制度
0歳児	3：1	—	—
1歳児	6：1	4.5：1	【単県】県1／2、市町村1／2 ※R6から5：1配置を可能とする国加算制度創設見込み
2歳児	6：1	—	—
3歳児	20：1	15：1	【国庫（公定価格）】国1／2、県1／4、市町村1／4
4・5歳児	30：1	25：1	【国庫（公定価格）】国1／2、県1／4、市町村1／4（定員121人以上の施設） ※R6から定員に関わらず25：1配置を可能とする国加算制度創設見込み

＜処遇改善＞

○国による保育士等の処遇改善の取組が進められているものの、保育士と他職種との給与には依然として大きな開きが生じている。

[本県の保育士と他職種との現金給与等の比較（Ｒ４年賃金構造基本統計調査結果（厚生労働省））]

	年齢	勤続年数	年間給与額
保育士	37.6 歳	6.6 年	3,688.2 千円
全職種平均	44.5 歳	12.1 年	4,031.7 千円
差引	△6.9 歳	△5.5 年	△343.5 千円

※一般労働者の男女計を記載。

※年間給与額は、「決まって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

○今年度、県が実施した保育人材の確保と定着に係る実態調査においても、保育士不足、配置基準及び処遇改善、業務負担の軽減が大きな課題として挙がっている。

[実態調査結果概要]

問 保育士等の不足感（保育施設向け）

答 正規職員 62%、非正規職員 56.7%（「不足感あり」と回答した割合）

問 保育士確保・定着に必要なこと（複数回答）

答 〔現役〕①給与改善（88.5%）、②業務負担見直し（74.1%）、③配置基準見直し（74%）

〔潜在〕① 〃 （81.8%）、② 〃 （74.8%）、③ 〃 （61.5%）

〔施設〕① 〃 （83.3%）、② 〃 （70.2%）、③ 〃 （67.9%）

〔学生〕① 〃 （76.3%）、②人間関係の円滑化（54.2%）、③休暇取得環境の整備（50.9%）

○保育人材の確保と定着の一層の推進に向けて、更なる処遇改善と配置基準改善を進めるよう、本年6月に国要望を実施した。

（県、県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の地方6団体として要望）

○保育人材確保に向けて、鳥取県保育士・保育所支援センターと連携し、中高生、潜在保育士を対象とした保育のお仕事体験、若手保育士による出前説明会、保育士等修学資金貸付、潜在保育士向け就職相談・マッチング支援、就職準備金等貸付、就職奨励金制度の創設などの取組を行っている。

○今般の国の経済対策において、保育施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた公定価格の引上げにより処遇改善が行われることとなった。